

地域密着型サービス事業所管理者 様
介護予防・日常生活支援総合事業
サービス事業所管理者 様

墨田区福祉保健部
介護保険課長 北野 亘

令和5年度介護職員処遇改善計画書、介護職員等特定処遇改善計画書及び介護職員等ベースアップ等支援計画書の提出について（通知）

日頃より、本区の介護保険事業に対し、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算（以下、「処遇改善加算等」という。）については算定するにあたって、年度ごとに計画書等を提出していただく必要があります。

計画書につきましては、例年ですと2月末日に届出をいただいておりますが、令和5年度は、厚生労働省より提出期限が延長されることが通知されました。

このことに伴い、令和5年4月または5月から算定する場合の計画書の提出期限は令和5年4月14日（金曜日）までとさせていただきます。

なお、新規に加算を算定したい事業所や、加算区分に変更がある事業所は、計画書に加え体制等に関する届出書及び体制等状況一覧表（以下、「加算届」という。）が別途必要となります。

つきましては、下記のとおり書類の提出をご案内いたします。

記

1 対象事業所

墨田区指定の地域密着型サービス事業所

墨田区指定の介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所

（訪問型サービス事業所（A2） 通所型サービス事業所（A6））

区内事業所で墨田区以外の指定権者から指定を受けている場合は、当該区市町村への提出が必要です。

2 提出書類

計画書

処遇改善加算等を算定するすべての事業所について提出が必要です。

ア 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書【別紙様式2-1】

イ 介護職員処遇改善加算（施設・事業所別個表）【別紙様式2-2】

ウ 介護職員等特定処遇改善加算（施設・事業所別個表）【別紙様式2-3】

エ 介護職員等ベースアップ等支援加算（施設・事業所別個表）【別紙様式2-4】

オ 特別な事情に係る届出書【別紙様式5】 事業の継続を図るために、職員の賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合のみ提出
加算届

新規に加算を算定したい場合、加算区分に変更がある場合に提出が必要です。

ア 地域密着型サービス事業所

(ア) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

(イ) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

イ 介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所

(ア) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書

(イ) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

3 提出書類の様式

墨田区ホームページ及び墨田区ケア倶楽部(区内事業者用 Web サイト)に掲載していません。

4 提出方法及び提出期限

提出方法は郵送に限ります。

計画書

ア 令和5年4月及び5月算定開始分

令和5年4月14日(金曜日)必着

厚生労働省の通知では、令和5年4月15日とされておりますが、15日は土曜日であるため提出期限はその直前の営業日の14日とさせていただきます。

イ 令和5年6月以降算定開始分

算定開始月の前々月の末日

末日が土曜・日曜・祝日の場合はその直前の営業日になります。

加算届

適用開始月の前月15日 必着

令和5年4月から算定したい場合のみ、令和5年4月14日(金曜日)までとなります。

15日が土曜・日曜・祝日の場合は、その直前の営業日になります。

5 問合せ及び提出先

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区福祉保健部 介護保険課給付・事業者担当

電話：03-5608-6544

Fax：03-5608-6938

封筒に「処遇改善加算等関係書類」と朱書きし、郵送にてご提出ください。